

知的財産権の種類と権利期間

法政大学職務発明等に関する規程に定める発明の権利(知的財産権)は次の通りです。

特許権	(特許法)	発明を保護	出願から20年 (但し医薬品・農薬は 出願から25年)
実用新案権	(実用新案法)	物品の形状等の 考案を保護	出願から10年
意匠権	(意匠法)	物品のデザインを 保護	登録から20年
回路配置利用権	(半導体集積回路配 置の関する法律)	半導体集積回路 の回路配置の利 用を保護	登録から10年
育成者権	(種苗法)	植物の新品種を 保護	登録から25年 (但し樹木は30年)
プログラム著作物 に係る著作権	(著作権法)	プログラム著作物 を保護	法人は公表後50年
データベース著作 物に係る著作権	(著作権法)	データベース著作 物を保護	法人は公表後50年